

玉 名 市 バ レ ー ボ ー ル 協 会 規 約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、玉名市バレーボール協会(以下、本会という)と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、玉名市におけるバレーボールの普及振興を図り、市民が楽しみながら健康の増進に努め、健康で明るい都市づくりを目指す一助となることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行なう。

1. 玉名市における各種バレーボール大会の主催及び後援
2. 対外試合への役員・選手の選出及び派遣
3. バレーボールの普及発展ならびに技術の向上に関する事項。
4. 各種外部団体の行事への協力
5. その他目的達成のために必要な事項

第 4 章 組 織

第 4 条 本会は、玉名市在住又は在勤の者で、本会の主旨に賛同し、所定の会費を納入した団体によって組織する。

第 5 章 事 務 局

第 5 条 本会の事務局を会長の指定するところにおく。

第 6 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

1. 名誉会長	1名	2. 会 長	1名	3. 副会長	若干名
4. 理事長	1名	5. 副理事長	若干名	6. 理 事	若干名
7. 評議員	若干名	8. 監 事	2名	9. 部 長	若干名
10. 部 員	若干名	11. 会 計	1名	12. 顧 問	若干名

第 7 条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し、重任を妨げない。

- ② 役員に欠員が生じた場合、必要に応じ理事会に諮り、補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 8 条 会長は、理事会で選出し、本会を代表し、会務を掌る。

- ② 名誉会長は、会長を経験し、特に顕著な功績のあった者を理事会で推薦する。

第 9 条 副会長は、理事会の同意を得て、会長が指名する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 10 条 理事長は、理事の互選により選出し、会務を処理、執行する。

第 11 条 副理事長は、理事会の同意を得て、理事長が指名する。副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 12 条 理事は、会長の指名及び評議員の推薦により選出された者及び各部の部長とする。理事により、理事会を組織し、会務の処理、執行にあたる。

第 13 条 評議員は、本会加盟各団体の代表者とし、評議員会を組織する。

第 14 条 監事は、評議員会において推薦し、会長が委嘱し、本会の会計を監査する。

- 第 15 条 部長は、理事会において指名し、各種部会を組織し各部の業務を執行する。
- 第 16 条 部員は、理事会の同意を得て、部長が指名し、各部の業務を執行する。
- 第 17 条 会計は、理事の互選により選出し、本会の経理を担当する。
- 第 18 条 顧問は、玉名市のバレーボール界に功績のあった者や学識経験者より理事会の推薦により会長が委嘱し役員会に出席して意見を述べることができる。

第 7 章 部 会

- 第 19 条 本会に次の部会をおく。
- | | | |
|--------|-----------|--------|
| 1. 総務部 | 2. 競技部 | 3. 審判部 |
| 4. 強化部 | 5. 指導・普及部 | |
- 第 20 条 総務部は、事務局の仕事を担当する。
- 第 21 条 競技部は、一般・婦人・小学・中学・高校・大学・ソフトレクの7部よりなり、各部に部長をおき、各部の活動計画を立案し理事会で承認された事項について執行する。
- 第 22 条 審判部は、各部の要請に応じ、審判員を派遣し、また審判技術向上のための研修会や審判員養成にあたる。
- 第 23 条 強化部は、本市代表チームの編成及び強化にあたる。
- 第 24 条 指導・普及部は、バレーボールの普及のための講習会の開催や指導者の派遣を行い、底辺の拡大を図る。

第 8 章 会 議

- 第 25 条 評議員会は、会長が招集し、年1回開き、行事及び予算・決算について審議する。
- 第 26 条 理事会は、会長・副会長及び理事によって組織し、行事や予算についての執行及びその他の業務についての審議及び執行を行なう。
- 第 27 条 理事会は、役員総数の3分の1以上の出席をもって成立し、出席役員の過半数の賛成をもって決定される。

第 9 章 会 計

- 第 28 条 本会の経費は、加盟登録料・参加料・補助金及び寄付金その他の収入を当てる。
- 第 29 条 加盟登録料は、理事会で決定し、評議員会において承認を得る。
- 第 30 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

- 付 則
1. 本規約は、昭和47年3月20日から施行する。
 2. 昭和52年4月1日一部改正
昭和61年4月1日一部改正
平成 3年4月1日一部改正
平成 9年4月1日一部改正
平成22年4月29日一部改正
 3. 本規約の改正は、理事会において、3分の2以上の同意を必要とし評議員会の承認を得る。